

令和8年度（2026年度） 「介護福祉士修学資金等貸付制度」

法人保証の手引き

連帯保証をお考えの法人の皆さんへ

このたびは、介護福祉士修学資金等貸付制度の法人保証をご検討いただきまして
誠にありがとうございます。

本冊子には、貸付制度の概要や、法人保証の手続きについて記載していますので、
お申し込み前に、ご確認をお願いいたします。

令和8年度に新規で連帯保証をされる場合は、令和7年12月～令和8年3月までに
法人保証の申請をしてください。申請が遅くなりますと、貸付審査にも影響しますので、ご協力
のほど、よろしくお願ひいたします。

**社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター 修学資金係**

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 目次 | 2 |
| 第1部 法人保証および修学資金貸付にかかる全体の流れ | 3 |
| 第2部 法人保証を行う前に知ってほしいポイント | 4 |
| 1. 連帯保証人の性質 | 4 |
| 2. 府社協が連帯保証人に代払を請求するとき | 4 |
| 第3部 法人が連帯保証人になる場合の要件について | 5 |
| 1. 申込資格 | 5 |
| 2. (ウ)の③「資金状況(直近決算)」の補足説明 | 5 |
| 第4部 法人保証申請の申込手続きについて | 7 |
| 1. 申込手順 | 7 |
| 2. 事前審査の受付期間 | 7 |
| 3. 提出書類について | 8 |
| 4. 申込書作成における注意点 | 11 |
| 第5部 修学資金貸付申請時および貸付決定後に必要な提出書類について | 12 |
| 1. 修学資金貸付申請時の提出書類について | 12 |
| 2. 事前審査後の提出書類および手続きについて | 14 |
| 3. その他の手続きについて | 14 |
| 第6部 Q&A(お問い合わせの多いもの) | 15 |

対象となる貸付制度

法人保証は、以下の(1)から(6)の貸付事業を対象にしています。

(1)介護福祉士修学資金貸付事業

介護福祉士の資格取得を目指す学生の修学を容易にし、質の高い介護福祉士の養成確保を図るため、養成施設に在学している学生に対し修学に必要な費用を無利子で貸し付ける事業

(2)介護福祉士実務者研修受講貸付事業

介護福祉士を目指し、介護福祉士実務者研修を受講する実務経験3年以上の介護職員に対し受講費用を無利子で貸し付ける事業

(3)離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職員として1年以上勤務していた有資格者が、介護職員として再就職するに際し、必要な費用を無利子で貸し付ける事業

(4)社会福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士の資格取得を目指す学生の修学を容易にし、質の高い社会福祉士の養成確保を図るため、養成施設に在学している学生に対し修学に必要な費用を無利子で貸し付ける事業

(5)介護分野就職支援金貸付事業／障害福祉分野就職支援金貸付事業

他業種で働いていた方等の福祉分野への参入を促進するため、有資格者(介護福祉士、実務者研修・初任者研修修了者等)に対し、就職の際に必要な費用を無利子で貸し付ける事業。

(6)保育士修学資金貸付事業

保育士資格の新規取得者の確保を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し、修学に必要な費用を無利子で貸し付ける事業

※この「法人保証の手引」では、(1)介護福祉士修学資金貸付事業を中心に説明しますが、(2)～(6)の事業にも適用します。

第1部 法人保証および修学資金貸付にかかる全体の流れ

法人保証の事前審査から修学資金の貸付申請、貸付決定後の契約、貸付金の送金までの流れをご説明します。

1. 事前審査 12月～3月（原則として入学手続き前まで）

- ・介護福祉士修学資金貸付等において連帯保証人になることを検討している法人は、あらかじめ、府社協の事前審査を受ける必要があります。
- ・法人は必要な書類を大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」）へ提出し（原則、郵送）、府社協は概ね2週間以内で審査を行います。（詳細はP.7をご参照）。
- ・審査結果は、「介護福祉士修学資金等連帯保証人承認決定通知書」にてお知らせします。
(承認した場合は、承認番号を記載しています)

2. 貸付申請 5月中旬まで（養成施設毎に取りまとめて）

- ・留学生等の貸付希望者は、養成施設を通じて、府社協へ申請書類を提出します。
- ・その際、法人は、申請書の連帯保証人欄への記入、同意書への署名および代表者公印を捺印してください。
併せて、貸付希望者に、**雇用契約書（写）**や理事会等で決議した**議事録（写）**（「対象者名」と「貸付金額」が記載されたもの）等をお渡しください（詳細はP.12をご参照）。

3. 貸付決定・契約 6月～7月（養成施設毎に取りまとめて）

- ・府社協における審査の結果は、養成施設を通じてお知らせします。なお、貸付が決定した場合、養成施設を通じて申請者（修学生）に「介護福祉士修学資金貸付決定通知書」等を送付いたします。
- ・その後、修学生は、養成施設を通じて、借用証書等を府社協へ提出します。
- ・その際、法人は、**借用証書**の連帯保証人欄への記載および**実印**（印鑑証明書のもの）を押印してください。
併せて、修学生に**印鑑証明書**をお渡しください。

4. 修学資金の送金 7月以降（養成施設毎に取りまとめて）

- ・借用証書等の取り交わしが終了次第、修学生名義の銀行口座に修学資金等を振り込みます。
- ・貸付期間中、3ヵ月ごとにまとめて、初めの月の中旬に送金いたします（4月、7月、10月、1月）。
- ・送金予定日は、「送金のお知らせ」を発行し、事前に養成施設を通じて修学生にお伝えします。

（送金の一例） 2年制の養成施設 貸付期間：2年間

貸付金額：1,680,000円（修学資金 50,000円／月、入学準備金・就職準備金、国家試験受験対策費用）

★7月に貸付決定した場合…

- 7月：540,000円（50,000円×6ヵ月（4月～9月分）、入学準備金 200,000円、国試費用 40,000円）
- 10月：150,000円（50,000円×3ヵ月（10月～12月分））
- 1月：150,000円（50,000円×3ヵ月（1月～3月分））
- 4月：190,000円（50,000円×3ヵ月（4月～6月分）、国試費用 40,000円）
- 7月：150,000円（50,000円×3ヵ月（7月～9月分））
- 10月：150,000円（50,000円×3ヵ月（10月～12月分））
- 1月：350,000円（50,000円×3ヵ月（1月～3月分）、就職準備金 200,000円）

※留年や休学、退学の場合は送金を休止するとともに、事由によっては返還となります。

5. 養成施設卒業後

修学生は、返還免除になるまで、毎年、府社協に必要な書類を提出します。
連帯保証の債務は、修学生が返還免除または返還完了に至るまで残ります。

第2部 法人保証を行う前に知ってほしいポイント

1. 連帯保証人の性質

- 府社協と連帯保証人の間で締結する「契約」であり、連帯保証人は修学生(債務者)と連帯して債務を負担しなければなりません(民法第446条)。
- 連帯保証人は、債権者(府社協)から返済を迫られたとき、「まずは借りた本人に請求して」と求めること(催告の抗弁)や「借りた本人には返済に回せる財産がまだあるのでそこから返済させて」とすること(検索の抗弁)はできません。
また、返済期限を超過した場合は、貸付金(残債務)を一時に返還していただきます。
- さらに、債権者は連帯保証人1人へ全額の返済を求めることができますので、こうしたルールから考えますと、連帯保証人には、借りた本人と同じくらい重い責任があると言えます。
- なお、連帯保証人を引き受ける条件として、養成施設卒業後に「労働契約を締結しなければならないこと」などを約束させることは、労働基準法第17条の前借金相殺の禁止等に抵触しますので、労働契約と奨学金等貸与契約とは明確に切り分け、修学生の責法人以外での就労や退職の自由を妨げないことが必要です。
- 基本的に連帯保証人は途中で変更するものではありません。修学生が転職等をした場合であっても、契約自体は修学生の転職等とは関係なく、連帯保証人は引き続き債務を連帯して負うことになり、返還免除もしくは返還完了となるまで契約は継続されます。連帯保証人になる際は、大阪府内の介護福祉士の養成確保を支援するという意思をもって引き受けさせていただきますようお願いします。

2. 府社協が連帯保証人に代払を請求するとき

- 修学生が返還の事由(詳細は修学資金の募集要項に掲載)に該当したら、府社協は修学生もしくは連帯保証人に返還を請求いたします。府社協が修学生から回収できないと判断した場合は、連帯保証人に代払いを請求します。
- 法人が代払いいただく場合は、返還事由が発生した翌月末までに、一時に返還していただきます。

【府社協が連帯保証人に代払を請求する(例)】

- 従事先に無断で帰国してしまった。
- 従事先の承諾を得て帰国したが、その後音信不通となってしまった。
- 親の介護で長期に帰国することになった。
- 経済的に修学生が支払い困難と認められるとき。

＜補足＞

修学生が従事先に在籍している間は、返還にはなりません。

ただし、退職すると、求職活動期間内(在籍期間6カ月未満の場合は1カ月以内、在籍期間6カ月以上の場合は3カ月以内)に大阪府内で介護職に就かないと返還になります。

なお、海外からの返還(送金)は対応不可となります。

【一部免除の考え方について】

- 養成施設卒業後、介護福祉士として2年以上従事し、かつ府社協がやむを得ない事情(病気・怪我など)で従事不可と判断した場合は、従事された期間分を免除する可能性があります。ただし、自己都合で介護職を離れた場合等は、2年以上従事されていても全額返還になります。

【法人から全額代払を行った後の手続き】

- 返還完了確認後、返還を行った法人へ「代払証明書」とともに「借用証書」をお送りいたします。
お支払をいただいたことで、債権者が府社協から法人へ移ります(詳細はP16 Q&Aの13参照)。

第3部 法人が連帯保証人になる場合の要件について

1. 申込資格

●法人が連帯保証人になるには、下記の要件をすべて満たすことが必要です。

- (ア) 審査申込日時点で、法人設立から3年以上経過していること。
- (イ) 審査申込日時点に、大阪府内において、返還免除対象業務を営んでいること。
- (ウ) 財務状況が健全であり、保証能力を有していること。

| 項目 | 審査内容 |
|-------------------------|--|
| ① 3年間の活動実績および直近3年間の収支状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書および3年分の貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算書等（法人単位のみ。付属明細書は不要）を確認。 ・直近3年間の純資産（資産合計－負債合計）がプラスであること。 |
| ② 資金状況（直近決算） | <ul style="list-style-type: none"> ・$\{(\text{流動資産} + \text{積立資産}) - \text{流動負債}\} \times 50\% \text{ } (\%)$ ※1の金額がプラスであること。さらに、これまでの「累積連帯保証金額」※2を差引いても、プラスであること。 |
| ③ 自己資本比率（直近決算） | <ul style="list-style-type: none"> ・（純資産の部合計÷負債及び純資産の部合計）×100（%）=10%以上 |

(エ) 過去5年以内において、次の事項に該当していないこと。

- ・法人が営業を廃止又は解散していないこと。
- ・破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがないこと。
- ・財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けていないこと。
- ・財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分等を受けていないこと。
- ・営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。

(オ) Web サイト「福祉のお仕事」において、大阪府内の事業所登録を行っていること。

(カ) 修学資金貸付申請時に必要な添付書類（P.7、P.12）が提出できること。

2. (ウ) の②「資金状況（直近決算）」の補足説明

(1) 計算方法について ※1

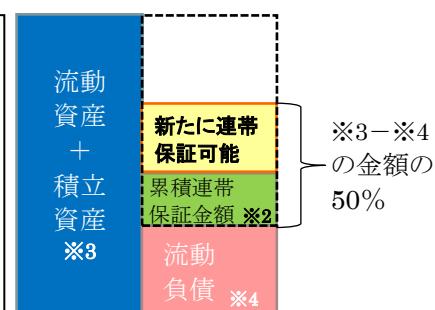
| | |
|----------------------------|--|
| 直近（最新）の決算書による連帯保証可能金額の算出方法 | <p>■ $\{(\text{流動資産} + \text{積立資産} \text{ } \text{※3}) - \text{流動負債} \text{ } \text{※4}\} \times 50\% \text{ } (\%)$ の金額</p> <p>※3 積立資産とは、資産の部の固定資産に処理されている、人件費積立資産、修繕費積立資産、備品等購入積立資産、建設積立資産、施設整備積立資産など（名称は積立金、積立預金などを含む）。なお、預り金積立金、保険積立金は含みません。</p> <p>※4 固定負債に「1年内返済予定の借入金」が含まれる場合、固定負債から1年内返済予定の借入金を差し引いて、流動負債に加算してください。</p> |
|----------------------------|--|

(2) 「累積連帯保証金額」とは ※2

- これまで、連帯保証の契約を行った金額の累積額のことです。
- ・貸付決定時の連帯保証金額（2年制の養成施設の場合は2年間分）を累計し、通算で7年間以上（2年間の在学期間+5年間の従事期間）、連帯保証の契約が持続します。
 - （在学期間中は、貸付決定金額と実際の送金額は一致しません）。

■累積連帯保証金額から除かれるケース

- ①何らかの事情で、「返還免除」や「返還完了」となり、連帯保証の契約が終了した場合（債務が無くなつた場合）。
- ②連帯保証人を変更するなど、連帯保証の契約が無くなつた場合。



※毎年10～11月頃に累積連帯保証金額をお知らせいたします。

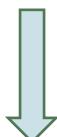
●累積連帯保証金額の計算例

初
年
度

- {(流動資産+積立資産)-流動負債}×50% = 2,000 万円の場合
- ① 連帯保証希望金額は 2,000 万円まで申込できます。
 - ② 連帯保証の予定者が 5 名の場合、保証利用金額は 840 万円(168 万円×5 名)となり、当年度の累積連帯保証金額は、840 万円となります。

次
年
度

- {(流動資産+積立資産)-流動負債}×50% = 2,200 万円の場合
- ③ 2,200 万円から累積連帯保証金額 840 万円を引き、新たに連帯保証が可能金額は 1360 万円までとなります。
 - ④ 連帯保証の予定者が 7 名: 1,176 万円(168 万円×7 名)の場合、1,176 万円 < 1,360 万円で、全員の連帯保証は可能です。
 - ⑤ 累積連帯保証金額 840 万円と当年度の 1,176 万円で 2,016 万円となります。

四
年
目

- {(流動資産+積立資産)-流動負債}×50% = 2,856 万円の場合
- ⑥ 1 名の修学生が転職して、新しい従事先が連帯保証人を引き受けってくれました(連帯保証人が変更)。貸付金額 168 万円の連帯保証契約が解除されました。
 - ⑦ 2,856 万円から累積連帯保証金額 2,016 万円を引き、連帯保証契約が無くなつた 168 万円を足して、新たに連帯保証が可能金額は 1,008 万円までとなります。
 - ⑧ 連帯保証は 6 名分 1,008 万円(168 万円×6 名)まで可能となります。

※「累積連帯保証金額」は、返還免除または返還完了に至るまで債務として残りますので、毎年の決算書で算出する資金状況(連帯保証可能金額)が増えない場合、新たに連帯保証が可能な金額(連帯保証ができる限度額)は、毎年減少していきます。

※当年度「累積連帯保証金額の残高」は、毎年10~11月頃、郵便でお知らせします。

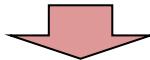


第4部 法人保証の申込手続きについて

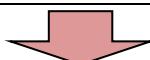
1. 申込手順

申込の手順は次のとおりです。審査上必要な書類がある場合、別途提出をお願いすることがありますのでご了承ください。

| | |
|---|---|
| 1 | 大阪福祉人材支援センターのホームページから、「介護福祉士修学資金等法人保証申込書」をダウンロードしてください。 |
|---|---|



| | |
|---|--|
| 2 | (1) 今回初めて、事前審査の申込をする法人は、次の書類を提出してください。 新規審査 |
| | <ol style="list-style-type: none"> ① 貸付事業 法人保証申込書(A4版両面もしくはA3版) ② 履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内の原本) ③ 決算関係書類(3年分の原本証明したもの) ④ 直近年度の法人税納税証明書(その3の3)(未納の税がないことの証明書の原本) ⑤ 法人もしくは事業所のパンフレット等(代表的なもの) ⑥ 定款変更する社会福祉法人は変更後の定款(原本証明したもの) ⑦ 社会福祉法人以外の法人は連帯保証に関する内部規定(原本証明したもの) |
| | (2) 以前に事前審査を受けている法人は、次の書類を提出してください。 継続審査 |
| | <ol style="list-style-type: none"> ① 貸付事業 法人保証申込書(A4版両面もしくはA3版) ② 決算関係書類(前回提出した以降の分が必要です。原本証明付) ③ 直近年度の法人税納税証明書(その3の3)(未納の税がないことの証明書の原本) <p>※申込が連続していない場合(隔年の申込の場合など)は、必要書類が異なりますので府社協までご連絡ください。</p> |



| | |
|---|----------------------------------|
| 3 | 郵送もしくは持参により大阪福祉人材支援センターへご提出ください。 |
|---|----------------------------------|



■申込手続き後の流れ(審査)

- ・書類の提出後、概ね2週間以内で審査を実施し、審査結果は、「介護福祉士修学資金等連帯保証人承認決定通知書」にて通知します。
- ・なお、承認決定時には、「承認番号」をお知らせします。
- ・不備や不足書類があった場合、府社協から返送します。定められた期日までに再提出がない場合、審査を進めることができない場合がありますので、ご注意ください。

2. 事前審査の受付期間

■法人保証の審査(新規および継続審査)は、随時行っています。

■翌年度の入学者を対象にした事前審査について

- ・**継続審査**の場合 11月頃、以前にご提出いただいた法人保証申込書の連絡先にご案内します。
- ・**新規審査**の場合 12月頃、大阪福祉人材支援センターのホームページに掲載します。

※次年度入学者の連帯保証人を行う場合は、必ず3月末までに事前審査の承認を貰ってください(申込ベースで2月中旬まで)。

3. 提出書類について

(1) 法人保証申込書（※ホームページよりダウンロードが可能）

| 令和8年度（2026年度）貸付事業 法人保証申込書 | | | | | | |
|----------------------------------|--|------------------|---|-----------|-----------|--|
| ① 法人基本情報 | | | | | | |
| フリガナ | シャカイフクシホウジン ジンサイフクシカイ | | | | | |
| 名称 | 社会福祉法人 人材福祉会 | | | | | |
| フリガナ | リジチョウ | ジンサイ | タロウ | | | |
| 代表者 | 役職 理事長 | 氏名 人材 太郎 |  | | | |
| 所在地 | 〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 | | | | | |
| 代表TEL | 06(6776)2943 | 代表FAX | 06(6761)5413 | | | |
| HP | http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/ | | | | | |
| 設立年月日 | 1977年7月1日 | 資本金 | 社会福祉法人のため、なし | 決算時期 | 毎年 3月末 | |
| 事業分野 | 高齢者(介護保険施設)、高齢者(介護保 記入の方法が分からぬ場合は、WEBサイト「福祉のお仕事」の事業 所登録内容を参考してください。 | | | | | |
| 実施事業種別 | 特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、 認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | | | | | |
| 事業所所在地 | 大阪市、池田市、能勢町、 以前に事前審査を受け、承認されている法人は、承認番号を記入してください。 | | | | | |
| 総職員数 | 332 人 | 前回の府社協 審査承認番号 | R07-000 | | | |
| ②財務状況 ~直近年度の決算を含めた過去3年間分~ | | | | | | |
| 3年間の活動実績および収支状況 【貸借対照表より】 | ※千円単位で入力してください(千円未満切捨て) (単位:千円) | | | | | |
| | 申告済の最新決算書から入力 | 前年の決算書から入力 | 前々年の決算書から入力 | | | |
| | 資産合計 | 6,497,055 | 6,183,761 | 6,115,999 | | |
| | 負債合計 | 1,354,668 | 1,196,382 | 1,148,620 | | |
| | 差額(純資産額) | 5,142,387 | 4,987,379 | 4,967,379 | | |
| ※直近3年間の差額(純資産額:黄色部分)がすべてプラスであること | | | | | | |
| 資金状況(直近年度) 【貸借対照表より】 | $[(\boxed{682,979} + \boxed{25,360}) - \boxed{598,460}] \times 50\% = \boxed{54,940}$ | | | | | |
| | ※1 積立資産とは、固定資産に計上された預金の裏付けのある「人件費積立資産」「修繕費積立資産」「設備整備積立資産」(勘定科目は積立金・積立預金等の場合あり)です。「預かり積立金」、「保険積立金」は該当しません。 | | | | | |
| | $\boxed{54,939} - \boxed{15,600} = \boxed{39,339}$ | | | | | |
| | ※2 累積連帯保証金額とは、前年度までに法人保証を行っている残高です。11月5日に文書でお知らせしています (説明は「法人保証の手引き」の6Pもご覧ください)。 | | | | | |
| | 令和7年度貴法人の連帯保証限度額は 39,339,000 円 です | | | | | |
| 直近決算での自己資本比率【貸借対照表より】 | 純資産の部合計 | 負債及び純資産の部合計 | (単位:千円) | | | |
| | 5,142,387 | 6,497,055 | = | 79.1 | % ← 10%以上 | |

③連絡先(窓口)

| | | | | |
|----------|--------------------------|------------------|--|--------|
| 担当部署・役職名 | 総務部 課長 | | 担当者名 (フルネームで) | 確保 花子 |
| 住所 | 〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 | | | |
| TEL | 06-6776-2943 | FAX 06-6776-2943 | メール kakuho.h@osakafusyakyo.or.jp | 裏面につづく |

④ 連帯保証要件の確認

【基本要件】～すべてにチェックが必要です～

社会福祉法人(直接雇用)で初回申込の例です

- 審査申込日時点で、法人設立から3年以上経過していること。
 - 審査申込日時点で、大阪府内において、返還免除対象業務を営んでいること。
 - 過去5年以内において、営業を廃止又は解散していないこと、破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがないこと、財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けていないこと、財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分等を受けていないこと、営業停止処分、手形交換所の取
- 検索方法が分からぬ場合は、大阪福祉人材支援センターへお問い合わせください(06-6762-9020)
- WEBサイト「福祉のお仕事」において事業所登録を行っていること。(事業所番号 27-000000)
 - 連帯保証した修学生が他の法人へ転職を希望した場合、就労することを拘束するような申入れは行なわないこと(例えば、「連帯保証人を変更できないなら辞めさせない」等)。
 - 連帯保証した修学生が返還となった場合、法人が返還額を全額返還することを了承すること。

【修学資金申請者との関係】～該当する箇所にチェックしてください～

- 修学資金の申請者と修学資金の契約日時点で雇用契約(アルバイトを含む)を交わす意思がある。
- 【社会福祉法人】直接雇用でない場合(派遣会社経由など)、定款に「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業」の記載がある。
派遣会社を通じて従事する場合は、定款の変更が必要です。
- 【社会福祉法人】直接雇用でない場合(派遣会社経由など)、人材の育成・確保に関する事業の記載がないため、これから定款の変更を行う。
- 【医療法人】直接雇用する場合、内部規定により連帯保証を行うことを定めている。
- 【株式会社等】内部規定により連帯保証を行うことを定めている。
医療法人は、原則直接雇用です。但し、病院内に介護事業所(老健等)を併設している場合は、内部規程により、派遣社員の保証は可能です。

⑤ 添付書類

ア. はじめて法人保証の事前審査を申込みされる法人は、下記の書類を提出してください

- 履歴事項全部証明書(原本)…申込み日前3ヶ月以内発行
 - 決算書などの財務諸表(直近3年分)…原本証明したもの
 - 納税証明書その3の3(原本)…直近年度分
課税の有無に問わらず、全ての法人に必要です。所轄の税務署で入手してください。
 - 法人もしくは事業所のパンフレット等…免除対象業務が記載され
 - 定款変更する社会福祉法人は、変更後の定款…原本証明したもの
 - 社会福祉法人以外の法人は連帯保証に関する内部規定…原本証明したもの
- ##### イ. 以前に法人保証の事前審査を申込みされている法人は、下記の書類を提出してください
- 決算書などの財務諸表(直近年度分、1年空いている場合は2期分になります)…原本証明したもの
 - 納税証明書その3の3(原本)…直近年度分

⑥ 法人保証を希望する修学生が居れば、紹介を希望しますか？

【希望した場合】法人保証を希望する修学生が居れば条件をお聞きして、条件に合致していると思われる法人の情報を、修学生に提供します。その後のご連絡、面接手続き等のご案内は、法人と修学生で直接行っていただきます。

- 強く希望する 希望する 希望しない

【留学生の法人保証を予定している担当者の方へ】

(1)留学生の転職が増加しています。法人保証になった法人が、転職に伴い法人保証の変更を希望されることは理解していますが、実際は、受入先の法人保証の条件が整わない等、連帯保証人の変更が行われるケースは希望者の半分以下の状況にあります。

(2)転職は権利であることも事実です。転職を止める特効薬はありませんが、留学生とは、日本人以上にコミュニケーションを図り、日頃から連帯保証変更の難しさ等を伝えていくことも重要であると考えています。

(3)転職に伴い一部の留学生から、①積立預金をさせられていたが転職を理由に返還してくれない ②本人や転職先に、執拗に連帯保証人の変更を迫る ③退職届を受けとってくれないまたは強制的に退職させられた等の相談も寄せられています。以上のような現状もあることをご理解いただき、法人保証の検討および採用後の対応にご注意くださいよう、お願い申しあげます。

(記入に際しての注意点)**① 法人基本情報**

法人の基本情報について記入をお願いします。

内容については履歴事項全部証明書や法人パンフレットと相違ないか、確認いたします。

記入内容に不明な点があれば、福祉のお仕事サイトの事業所登録内容を参考にご記入ください。

印鑑は、法人の代表者公印を押印してください。

② 財務状況

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| 3年間の収支状況等 | ・3年分の貸借対照表より、入力(記入)してください(千円単位)。 |
| 資金状況(直近決算) | ・エクセル版に、直近年度の流動資産、積立金、流動負債を入力してください。自動計算されます。 |
| 自己資本比率(直近決算) | ・エクセル版では、自動計算されます。 |

③ 連絡先

本申し込みについて、問い合わせ窓口となる方の連絡先をご記入ください。

(2) 履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内)

●法務局にて、履歴事項全部証明書を取得し、原本を提出してください。

(3) 決算関係書類(3年分)

●提出の必要な書類…原本証明したものをお提出してください。

・いずれの決算書類も勘定科目ごとの金額がわかるものを提出してください。

・掲載の省略により、内訳が不明なものについては別に確認できる書類の提出をお願いする場合があります。

| 社会福祉法人 | 医療法人 | 株式会社など | NPO法人 |
|------------------------------|------------------|---------------------------------|--------------------|
| ・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業活動計算書 | ・貸借対照表 ・損益計算書 | ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 | ・貸借対照表 ・事業活動計算書 |

(4) 納税証明書(その3の3)

●管轄の税務署にて、法人税および消費税の未納がない証明のために、納税証明書(その3の3)を取得し、原本を提出してください。

※社会福祉法人や医療法人など、すべての法人がご提出をお願いします。

(5) 法人もしくは事業所のパンフレット

●法人もしくは事業所のパンフレットを提出してください。それぞれの事業所が複数のパンフレットを作成している場合、代表的なものを一部いただければ結構です。

(6) 定款変更をする社会福祉法人は変更後の定款

●修学資金の申請者が社会福祉法人の従業者(アルバイトを含む)でない場合は、介護人材の育成事業として連帯保証を行うこととなるため、公益事業として定款の条文に謳われることが必要となります。

(例) 公益を目的とする事業

「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業」

●派遣会社を通じて従業者を受け入れる場合も、直接雇用でないため、定款の変更が必要です。

一定の手続きをしていただき、変更された定款の原本証明したものをお提出ください(P.12)。

(7) 社会福祉法人以外の法人は連帯保証に関する内部規定

●医療法人は、従業者と雇用契約がある場合は福利厚生の一環として連帯保証人となることが可能ですが。雇用関係がない場合でも、当該医療法人が運営する介護事業所の人材確保の目的の範囲内であれば、連帯保証することが可能です。

なお、雇用関係の有無に関わらず、内部規程を制定する必要がありますので、内部規程の原本証明したものをお提出してください(P.12)。

●社会福祉法人・医療法人以外の法人は、雇用関係の有無に関わらず、内部規程を制定する必要がありますので、内部規程の原本証明したものをお提出してください(P.12)。

●(参考)内部規程の項目例

第1条(目的)、第2条(対象者の選考)、第3条(連帯保証の依頼)、第4条(返還方法) など

2. 申込書作成における注意点

共通

- ① 手書きの場合、黒または青色の消せないボールペンで記入してください。鉛筆やこすると消えるボールペンを使用した場合、作成しなおしていただきます。
- ② 修正する場合、修正液や修正テープは使用しないでください。二重線で消した上に訂正印を押し、余白に正しい事項を書いてください。
- ③ 住所は、それぞれの欄に正確に記入してください。「同上」、「〃」などは認められません。
- ④ 用紙をコピーして使用する場合は、同じサイズ、方向にコピーして使ってください。



第5部 修学資金貸付申請時および貸付決定後に必要な提出書類について

1. 修学資金貸付申請時の提出書類について

法人の種類および申請者と直接の雇用関係にあるかどうかにより必要な手続きや提出書類が異なります。

| 法人格 | 申請者との雇用契約 | 定款の変更／内部規程の作成 | 提出書類 |
|--------|---------------------------|--|--|
| 社会福祉法人 | あり | ・「従業者への福利厚生の一環」であり、定款の変更は必要なし。 | <input type="checkbox"/> <u>雇用契約書(写)</u> 又は <u>雇用通知書(写)</u> <input type="checkbox"/> 理事会等において①対象者の法人保証を行うこと ②対象者名 ③貸付金額が決議された <u>議事録(写)</u> <u>(原本証明したもの)</u> 。 |
| | なし (派遣会社 経由の 雇用) | ・定款の変更が必要です ・定款の条文に、公益事業「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業」の記載が必要です。 ・定款の変更には、評議員会の議決が必要で、相当の期間が掛かりますので、余裕を持って対応してください。 | <input type="checkbox"/> 派遣会社から派遣されている従業員の場合は、派遣会社と法人との <u>契約書(写)</u> 。 <input type="checkbox"/> 理事会等において①申請者の法人保証を行うこと ②対象者名 ③貸付金額が決議された <u>議事録(写)</u> <u>(原本証明したもの)</u> 。 |
| 医療法人 | あり | ・内部規程が必要です。 ・「従業者への福利厚生の一環」であり、法人として連帯保証人となることは可能ですが、連帯保証人に関する内部規程が必要です。 | <input type="checkbox"/> <u>雇用契約書(写)</u> 又は <u>雇用通知書(写)</u> <input type="checkbox"/> 理事会等において①申請者の法人保証を行うこと ②対象者名 ③貸付金額が決議された <u>議事録(写)</u> 又は代表者等の決裁捺印された <u>裏議書(写)</u> <u>(いずれも原本証明したもの)</u> 。 |
| | なし (派遣会社 経由の 雇用) | ・直接雇用でない場合は、原則として法人保証はできません。ただし、医療法人が運営する <u>介護事業所(老健等)</u> の人材確保を目的とする場合に限り、連帯保証人になることが可能ですが、この場合も、 内部規程は必要となります 。 | 派遣会社から派遣されている従業員の場合は、派遣会社と法人との <u>契約書(写)</u> 。 <input type="checkbox"/> 理事会等において①申請者の法人保証を行うこと ②対象者名 ③貸付金額が決議された <u>議事録(写)</u> 又は代表者等の決裁捺印された <u>裏議書(写)</u> <u>(いずれも原本証明したもの)</u> 。 |
| 株式会社等 | 雇用契約の有無に関わらず | ・内部規程が必要です。 ・雇用形態に関わらず、法人保証は可能です。例えば、法人保証の基準(P5)を満たしていれば、直接雇用していない、関連法人が雇用する修学生の連帯保証を行うこともできます。 | 雇用契約がある場合は、 <u>契約書(写)</u> 又は <u>雇用通知書(写)</u> 。 雇用派遣会社から派遣されている従業員の場合は、派遣会社と法人との <u>契約書(写)</u> 。 <input type="checkbox"/> 理事会等において①申請者の法人保証を行うこと ②対象者名 ③貸付金額が決議された <u>議事録(写)</u> 又は代表者等の決裁捺印された <u>裏議書(写)</u> <u>(いずれも原本証明したもの)</u> 。 |

※定款の変更を要する社会福祉法人は、事前審査申込時に、変更の手続き状況を報告してください。

※内部規程は、事前審査の申し込み時に提出してください。

Q1 社会福祉法人では、稟議書ではなく「議事録」(写し)の提出が必要な理由を教えてください。

A) 法人は、理事会等の決定によって運営されます。理事会の議決事項は、各法人によって異なると思いますが、一般に「金銭の借入等を含め、連帯保証になること」に関する事項は議決事項と考えています。

従って、①法人保証を行うこと ②その対象者と金額の記載された「議事録」(写し、原本証明したもの)をお願いしています。

なお、法人によっては定款により、理事長の専決事項を定め、法人保証を行うこと等を、法人の行為として問題のない行為として取り扱っている場合は、府社協にご連絡してください。

その場合でも、直後の理事会での「議事録」(写し、原本証明したもの)をお願いします。

Q2 法人によって、雇用形態の違いによって定款の変更等の取り扱いの違いがあるのはどうしてですか

A) 法人の根拠法は異なり、それぞれの法律行為の制限が異なるためです。

連帯保証人を引き受ける際の留意点

- 連帯保証契約は、修学生の事情の変化が発生しても、「返還免除」や「返還完了」に至り、連帯保証契約が終了するまで継続します。
- 法人としては将来的に長く就労してもらいたいという期待があるかもしれません、修学生に連帯保証をした介護施設等において「将来的な労働契約を締結しなければならないこと」などを約束させることは、労働基準法第17条の前借金相殺の禁止等に抵触します。

(例) ・養成施設卒業後、5年間従事することを明記した「誓約書」を取り交わす行為。
- 修学生の意に反して「預金通帳」の管理をしたり、就労や修学を強制させるようなことは不法行為となります。

(例) ・転職を申出た修学生に「新しい連帯保証人を見つけて来ないと転職は認めないと伝えること。
- また、退職することに対して、労働契約の不履行として違約金を定めるなどの契約を行うことは、労働基準法第16条の賠償予定の禁止に抵触します。
- そのため、連帯保証を引き受けることと労働契約は明確に切り分け、修学生の他の介護施設等での就労や退職の自由を妨げない前提を確保したうえで、連帯保証人となるように条件を整備してください。

なお、退学や資格取得の意思がなくなった場合など、返還事由に当てはまる場合については、**連帯保証人である法人へ返還の請求をさせていただくことがあります**。その際に、修学生とのトラブルが生じることのないよう、予め十分意思疎通に努めていただくようお願いいたします。



2. 事前審査後の提出書類および手続きについて

■事前審査の結果、承認決定後の提出書類および手続き等は、次の通りです(介護福祉士修学資金の場合)。

修学資金の貸付を受ける方(申請者)

連帯保証人となる法人

決定

(事前審査)

連帯保証の可否決定および承認番号の通知

修学資金の
貸付申請

・養成施設を通じて、府社協へ申請書類を提出します。
(※必要な書類は、最新版の「介護福祉士修学資金修学生募集要領」をご確認ください)

・申請書の連帯保証人欄への記入、同意書の署名および代表者公印を捺印してください。
・法人の種類に応じて提出書類が異なりますので、P.12をご確認のうえ、申請者にお渡しください。

貸付決定・
契約

・養成施設を通じて、府社協へ借用証書や振込口座届出書等を提出します。
(※必要な書類は、養成施設を通じてお知らせします)
・養成施設を通じて、「修学生のしおり」を送付します。

・借用証書の連帯保証人欄への記入および実印(印鑑証明書のもの)を捺印してください。
併せて、修学生に印鑑証明書をお渡しください。

修学資金の
送金

・介護福祉士修学資金貸付期間中は、修学生名義の銀行口座に対して、3ヵ月ごとにまとめて初めの月の中旬に振り込みます。(4月、7月、10月、1月)。
・留年や退学などがあれば、養成施設を通じて連絡してください。

・貸付期間中は、修学生が介護福祉士資格取得に励むよう、支援してください。

勤務中(猶予)
養成施設を卒業後

・返還免除になるまで、毎年4月に、府社協へ業務の従事状況を報告していただく必要があります。
・卒業時には、養成施設を通じて、提出が必要な様式を送付します。
・卒業後の5月末日までに、必要な書類を提出してください。
・氏名や住所等に変更があった場合は、速やかな届出が必要です。

修学生が連帯保証人の事業所に従事中の場合

・修学生が毎年4月(卒業年のみ5月)に府社協へ書類を提出するよう、必要な支援をお願いいたします。また、業務従事状況について証明してください。(業務従事期間証明書)
・疾病や産育休の場合などやむを得ない事由の場合には、別途猶予申請を行うことができます。
修学生の「修学生のしおり」をご参照ください。

返還免除

・5年間(中高年離職者の届を行った人や過疎地域で従事した人は3年間)の業務従事後、返還免除の申請を行うことができます。
・返還免除が決定した場合は、「返還免除決定通知書」等を送付いたします。

・返還免除が決定した場合は、「返還免除決定通知書」を送付いたします。
※連帯保証の債務は、修学生が返還免除または返還完了に至るまで残ります。

3. その他の手続きについて

○申込時の法人内容に変更が生じた場合

・法人基本情報における「法人名称」「代表者」「所在地」等、連絡先(窓口)における「担当者」「電話番号」等に変更が生じた場合、すみやかに府社協にご連絡ください。府社協から「法人保証申込書の内容変更届」をお送りしますので、ご提出願います。

第6部 Q & A (お問い合わせの多いもの)

| No | 質問 | 回答 | 頁 |
|--------------------------------------|---|---|------------------|
| 1. 法人保証の申込について | | | |
| 1 | 次年度も新たな貸付希望者の連帯保証を考えているが、事前審査は必要ですか？ | 必要です。 毎年、対象年度(募集年度)に対する連帯保証について、最新の決算書をもとに審査を行います。これまで、審査を行った法人に対しては、毎年12月頃までに、次年度の取り扱いについて、「法人保証申込書」の連絡先にご案内します。また、府社協のホームページにも掲載します。 | 5 7 8 9 |
| 2 | 社会福祉法人が連帯保証を行う場合、定款の変更は必要ですか？ | 貸付希望者と直接の雇用契約があれば不要です。派遣職員として受け入れるなど、 <u>直接の雇用関係</u> にない場合は、 <u>定款の変更</u> が必要です。 | 10 11 12 |
| 3 | 内部規程とはどのようなものですか？ | 連帯保証を行うことに関して、対象者や選考方法、法人による代位弁済などの要件を定めたものです。サンプルが必要な場合はご連絡ください。 | 7 12 |
| 4 | 非営利法人だが「法人税納税証明書」は必要ですか？ | 必要です。 法人格を問わず、全ての法人からご提出いただいておりますので、「その3の3」を管轄の税務署で入手してください。 | 7 10 |
| 5 | 連帯保証金額の累積額とは何ですか？ | 連帯保証債務の累計額です。 実際に連帯保証を行った貸付金が、返還免除または返還完了に至るまで累積し、債務として残ります。 なお、この金額は、新たな継続審査の際に決定する、連帯保証金額の査定に影響します。 | 5 6 |
| 6 | 法人保証の申込はいつまでに行えばよいですか？ | 法人保証の事前申請の期限はありませんが、修学資金は4月～5月が受付期間となりますので、法人保証の申込は <u>遅くともその年の3月まで</u> に完了してください。 なお、貸付希望者の申請時には、理事会の議事録(写し、原本証明をしたもの)が必要ですので、計画的に進めてください。 | 3 |
| 2. 修学資金の貸付後について(在学時～卒業後:貸付希望者から借受人へ) | | | |
| 7 | 借受人の生活に変動があった時は、どのように手続きすれば良いですか？ また連帯保証関係に影響しますか？ | 在学期間中の各種届け出については、借受人から養成施設を通じて必要な書類を府社協に提出してもらいます(例:住所変更、退学、休学、行方不明など)。 なお、連帯保証関係については、影響は生じません。例えば借受人との雇用関係が解消された場合でも、連帯保証人の変更を行わない限り、連帯保証責任は継続します。 | 14 |
| 8 | 修学生が帰国して連絡がとれなくなりました。返還になりますか？ | 「従事先に籍がある場合」「退職後、認めている求職活動期間内(在籍期間6カ月未満の場合は1カ月、在職期間6カ月以上の場合は3カ月)の間」は、返還になりませんが、従事先が退職となり求職活動期間を超えた場合は、返還となります。 | — |
| 9 | 連帯保証人の変更は可能ですか？ | 原則できません。 但し、借受人、現在の連帯保証人、新しく連帯保証になる法人から申出があり、府社協が承認した場合のみ変更が可能です。 なお、府社協が連帯保証人の変更を認めないケースは ①転職先の法人が法人保証の条件を満たさない場合 ②転職先の法人が連帯保証を引き受けない場合 ③修学生から個人保証(友人等)への変更希望があった場合などです。 | 4 |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 10 | 借受人は、介護職を離れることになりました。2年間従事したので2年分免除できますか？ | 2年以上介護福祉士として従事したからと言って、無条件に一部免除はできません。 離職した理由が「 <u>やむを得ない事情</u> 」であることに限定されています。「やむを得ない事情」とは、借受人が予期できない事情のことです。例えば「 <u>病気・事故</u> 」などがこれに当たります。また適用されるには原則として「診断書」等、客観的な資料を提出して、府社協の承認が必要となります。 | — |
| 11 | 返還の手続きはどのようにしますか？ | 在学期間中は、借受人や連帯保証人(法人)の申し出に基づき、養成施設を通じて届け出いただき、養成施設を卒業後は、借受人または連帯保証人が、府社協に届け出いただきます。 返還の事由に該当する場合は、返還方法を取り決めたうえで、「修学資金返還計画書」を提出していただきます。 | — |
| 12 | 返還はどのようにしますか？ | 返還が決定した日の属する月の翌月から、返還していただきます(一括振り込みまたは月賦による口座振替)。 返還期限内であれば延滞利子は発生しません。返還期限は修学生によって異なりますので、不明な場合はお問合せください。 まずは、借受人に返還を求めますが、返還が困難と思われる場合は、連帯保証人(法人)に請求いたします。 なお、法人による連帯保証において、返還期限を超過した場合は、貸付金(残債務)を一時に返還していただきます。 なお、法人による連帯保証の場合、返還期限の超過ならびに延滞利子の発生を想定しておりません。 | — |
| 13 | 借受人に代わって、府社協に返還した場合(代位弁済した場合)はどうになりますか？ | 連帯保証人が、借受人に代わり返還した場合、連帯保証人は、借受人に対して求償権を取得します(時効は5年)。 求償権とは、借受人に代わって借金を肩代わりした場合、借受人に請求できる権利のことです(民法 442 条、459 条、462 条、465 条)。 なお、連帯保証人が代位弁済をして返還が完了した場合、借用証書は連帯保証人にお返しいたします(債権者が府社協から連帯保証人に代わることになります)。 新たに債権者となった連帯保証人は、借受人に対して、返還を求めることができます。 | — |
| 14 | 法人保証の要件を満たすことができず、審査が不承認となった場合はどうすればよいですか？ | 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会が実施する「介護福祉士修学資金保証制度」の利用をご検討ください。 協会会員校の学生を対象とし、貸付制度の契約で連帯保証人となっている法人に対して、当該法人が借受人(学生)に代わり弁済することとなった場合に、保証会社がその資金を保証する制度です。 | — |

〈 おわりに 〉

法人が連帯保証を行うにあたり、留学生等の対象者に対し、「養成施設の在学中の2年間、卒業後の5年間従事してほしい」と期待されていると存じます。

これまで、多くの法人が留学生等の就労や生活をていねいに支援されている一方、留学生等からは次のような相談も寄せられております。

- 5年間従事することを明記した「誓約書」の取り交わしを求められた。
- 退職を申し出たところ、「新しい連帯保証人を見つけると転職は認めないと」言われた。
- 法人保証を理由に、毎月積立金をさせられている。また転職を申出たら、5年間従事しないと返還しないと言われた。

これらは、不法行為であり、具体的な事例が判明した場合には、適切な措置を行いますので、P13の「連帯保証人を引き受ける際の留意点」をご一読いただき、十分ご検討のうえ、お申し込みください。

「介護福祉士修学資金等貸付制度」法人保証の手引き

令和7年（2025年）11月改訂

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

大阪福祉人材支援センター 修学資金係

〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1-54

大阪社会福祉指導センター 3階

TEL：06-6776-2943 (月～金 (祝日を除く) 9:00～17:00)

FAX：06-6761-5413

(ホームページ) <http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter>